

矢巾町建設工事等最低制限価格制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、町が発注する建設工事及び建設関連業務の請負契約に係る競争入札で、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事のうち、設計金額が130万円以上であるもの。
- (2) 建設関連業務のうち、設計金額が50万円以上であるもの。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合には、最低制限価格制度の対象とすることができる。

(最低制限価格の設定)

第3条 建設工事に係る最低制限価格は、原則として、予定価格算定の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額）から1,000円未満の端数を切り捨てた額に100分の10を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、設計金額の100分の75から100分の92の範囲内で定めるものとする。

第4条 建設関連業務に係る最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額（合計額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を基に定めるものとする。ただし、測量業務に係る契約については、その額が設計価格の10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その額が設計価格の10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては、10分の6とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その額が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とし、いずれもその額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合は、設計価格の10分の6から10分の8まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で定めることができる。

3 複数の業務の種類が含まれる一の業務については、業種区分ごとの算定結果の合計額を最低制限価格とする。

（入札参加者への周知）

第5条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

（落札者の決定）

第6条 最低制限価格を下回る入札があつた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分4.5を乗じて得た額